



帯広西ロータリークラブ 第2055回例会 2014.8.7 会報



■RI第2500地区テーマ■

誠心誠意

Service With Sincerity



■クラブ・テーマ■

「絆を重んじ、信じ合い、輝やけるクラブを目指そう」

国家斉唱

ソングリーダー 江口文隆クラブ奉仕担当理事

会長報告

平田利器会長

皆さんこんにちは。

今日は立秋ですが暑い日が続きます。お陰様で会長になって1ヶ月を過ぎいたしました。お盆休みもあり少し休めるかと思っています。



既にロータリーの事業等で経験されていることと思いますが、事務局及び実行委員会の在り方、その流れについて今年行われる競技大会の準備についてお話ししたいと思います。11月14-16日の3日間スピードスケート競技会ワールドカップ第1戦を帯広の森明治北海道十勝オーバルで開催することになっています。8月9日実行委員会を行います。国際大会であり、世界各国に対して発信する訳ですが、運営、準備する事は基本どのような大会でも仕組みは同じ事だと考えています。最初に組織委員会規約を精査作成する、次に、大会概要の作成、組織委員会のメンバー、実行委員メンバー事務局員の人選と役割分担、おおよそこれで体制が整います。次に競技役員編成、資格、適材適所を十分考慮し編成する。アナウンスメント、(要項)スケジュールとタイムテーブルを作成協議する。どのような大会でも、予算書の作成、必要部署への経費を予算化、全ての役員に対して、委嘱状の発送及び役職への任命などそしてスポンサーのお願いとそのスペース、次に会場レイアウト

ゾーンコントロール、これは選手、役員、関係者、報道、観客、全てを想定して振り分けゾーンを決める。そしてTV中継、カメラポジション、報道関係への資料、取材申請、全ての輸送計画と時間割、公式練習より医事関係者の配置と救急体制の確立、地元行政間で調整し、安全対策を全ての角度から点検、計画的な運用をする警察への協力要請、大会ロゴ、ポスター等印刷物を決め、大会までの段取りを決め前日、当日、終了、と一連の流れを徹底し本番を迎えます。まず何事も始まれば時が解決してくれます。精一杯の活動で常に悔いを残さないことが大切な事で用意周到な準備をしていると必ず成功裡に物事が運ぶ事を信じ前進したいと思っています。何か事業を進める時の参考に成れば幸いです。

以上、会長報告と致します。

会務報告

天野清一幹事

①帯広南RC、家族野遊会開催のご案内

日時 8月10日(日)
午後4時

場所 北愛国交流広場
※尚、8月11日(月)の繰上げ例会と致します。



②・帯広RC、8月13日(水)の例会は、休会と致します。

・帯広西RC、8月14日(木)の例会は、休会と致します。

・帯広北RC、8月15日(金)の例会は、休会と致します。

ニコニコ	8月7日	19,000円
献金	累計	99,000円 (8月7日現在)



会長 平田 利器 副会長 佐々木和彦 会場監督理事 堂山 啓太 発行：広報委員会
幹事 天野 清一 副会長 飯田 正行 プログラム委員会理事 久保 且佳 委員長 森 房明 (副)立崎 貴之



例会日/木曜日 12時30分~13時30分 例会場/北海道ホテル 帯広市西7条南19丁目1 (TEL 21-0001)
創立/1972年2月24日 事務局/帯広経済センタービル4階 TEL 25-7347 (直通) FAX 28-6033

③帯広西RC、夜間例会のご案内

日時 8月28日(木)午後6時30分

場所 北海道ホテル

④帯広東RC、夜間移動例会開催のご案内

日時 8月30日(土)午後6時30分

場所 十勝青空ビアガーデン会場
(名門ビル屋上)

※尚、8月26日(火)の繰下げ例会と致します。

⑤帯広北RC、家族野遊会開催のご案内

日時 8月30日(土)午後5時

場所 十勝川河川敷(道新花火大会会場)

※尚、8月29日(金)の繰下げ例会と致します。

■ニコニコ献金 親睦活動委員会 小甲哲士会員

平田 利器会長

何とか1ヶ月が終了致しました。後、11ヶ月宜しくお願いします。



佐々木嘉晃会員

本日は社会奉仕担当例会です。産業廃棄物について近藤会員と近藤会員の会社、北海道エコシスの山崎 晃様に卓話をして頂きます。宜しくお願いします。

内海 仁司会員

本日19時より北海道ホテルにてソロプチミストのチャリティーコンサートがありドクターズバンドとして出演します。鎌田先生ボーカルで私がギ

ターです。当日券もありますのでよろしくお願ひします。

堂山 啓太会員

息子がミニバスケットボールの全道大会で、三月に続いて二回目の全道制覇をしました。完全に親を超えられました。

久保 忠正会員

お目出度い時にでる雲「祥雲」を出稿して以来、三年五カ月ぶりにロータリーの友に西ロータリーから発信できました。八月号の十一ページに日本酒の銘酒会が紹介されています。皆さんののおかげです。ありがとうございました。

上野 裕司会員

ロータリーの友、八月号に銘酒会の記事が掲載されました。良い写真がのりました感謝です。

佐々木和彦会員

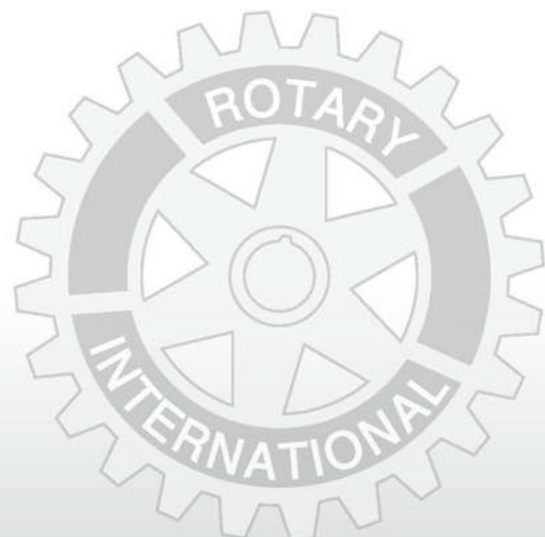
昨日、一昨日と二日間、帯広の森野球場で日ハム戦のスコアボード操作を行って来ました。試合は残念ながら連敗でした。

齊藤 憲生会員

会長職が終わった直後に、くすぶっていた咳が激しく止まらなくなり、休診して病院に行ったら喘息と言われました。やっと咳が止まり暫くぶりのロータリーの出席です。

小甲 哲士会員

十年在籍記念ありがとうございました。





「産業廃棄物とは」 (株)北海道エコシス 執行役員営業企画部長 山崎 晃 様



廃棄物とは、自分で利用しなくなったり、他人に有償で売却できなくなった固形状または液状のもので、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。その種類は廃棄物処理法で燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が指定されます。尚、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

処理の責任と役割

排出事業者の責任

産業廃棄物を排出した事業者は、原則として排出した産業廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。自ら処理できない場合は産業廃棄物の許可を持っている処理業者に処理を委託することができます。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、守らなければならないルールがあります。このルールを委託基準といいます。委託基準では、排出事業者は委託先の産業廃棄物処理業者とお互いの役割と責任を明確にした委託契約の締結や、契約のとおり産業廃棄物が適正に運搬、処分されたかの行程を産業廃棄物管理票（マニフェスト）を利用して確認すること等が義務付けられています。

産業廃棄物処理業者の責任

他人の産業廃棄物を収集・運搬や処分をする場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要になります。許可は、処理を行おうとする場所等の都道府県知事・政令市長の許可を受けなければなりません。産業廃棄物の処理を行う場合は、処理基準に従って適正に処理しなければなりません。また、産業廃棄物処理業者は排出事業者から産業廃棄物の処理を委託された場合は、排出事業者が交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に処理した日付や担当者等を記載して、排出事業者に返送することに加えて、処理した実績を正しく把握することを目的に帳簿の作成等が義務付けられています。

産廃知識 排出業者責任

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた産廃物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）」と規定し、これにより、排出事業者の処理責任が明確化されています。また、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物に再生利用等を行うことによりその減量に努める」、「事業者は、産廃物の減量その他その適正な処理の確保等に関し地方公共団体の施策に協力しなければならない」ことが規定されています。

排出事業者責任とは、具体的には、主に次の事項が定められています。

1. 事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(法第11条)
2. 事業者が処理する場合の規定(法第12条(産廃)、法第12条の2(特管))
3. 委託基準の遵守
4. 産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準の遵守
5. 事業外で産業廃棄物を保管する場合の届出
6. 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場については、環境省令で定める資格を有する特別産業廃棄物管理責任者の設置
7. 事業者が処理を委託する場合の規定(法第12条第5項)
8. 委託基準の遵守
9. 委託産廃物が業の許可範囲に含まれる業者への委託
10. 収集運搬業者、処分業者それぞれとの直接契約
11. 書面による契約
12. 委託契約書の保存(契約終了後5年間)
13. 特別管理産業廃棄物の委託に際して、当該廃棄物に係る情報の文章での事前通
14. 処理を委託する場合は産業廃棄物管理の交付の規定(法第12条の3)
15. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付および確認
16. 電子マニフェストの利用または紙マニフェストの交付
17. 産廃物が最終処分されるまでの流れにおける適正処理の確認
18. 紙マニフェストを利用した場合は、マニフェストの保存(5年間)およびマニフェスト交付状況に関する年次報告の実施
19. 委託産廃物の処理の状況に関する確認と処理が適正に行われるために必要な措置の実施努力の規定(法第12条第7項)
20. 多量排出事業者の規定(法第12条第9項(産廃)、法第12条の2第10項(特管))
21. 産業廃棄物排出量1,000トン以上、もしくは特別管理産業廃棄物排出量50トン以上を排出する事業者(多量排出事業者)は処理計画およびその実施状況に関する報告を所定の様式にて、都道府県知事等に提出
22. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外として、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についての規定の適用については、当該元請業者を排出事業者とする。(法第21の3)

